

平成30年6月26日

第12回村上市農業委員会会議録

第12回村上市農業委員会定例会を平成30年6月26日午後1時30分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木	いせ子	2番	阿部	正一
3番	増田	嘉美	4番	加藤	孝平
5番	石山	章	6番	遠山	久夫
8番	本間	サヨ子	9番	中山	和衛
10番	遠藤	俊樹	11番	齋藤	博
12番	佐藤	健吉	13番	齋藤	文夫
14番	板垣	栄一	15番	稲葉	浩之
16番	菅原	隆雄	17番	大野	章
19番	船山	寛	20番	本間	裕一

1. 欠席委員は次のとおりである。

7番	池田	千秋	18番	村山	美恵子
----	----	----	-----	----	-----

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法第3条の規定による許可処分取り消しについて

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について

報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	鈴木	美宝
事務局次長	小川	良和
事務局副参事	佐藤	俊一
事務局係長	園部	和枝

1. 午後1時30分 事務局長(鈴木美宝君) 皆様、ごめんください。お暑い中お集まりいただきま

して、ありがとうございます。定刻の時間ちょっと早いですが、皆様お集まりのようですので、これから第12回村上市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

まず初めに、会長からのご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（鈴木美宝君） ありがとうございます。

それでは、欠席委員の報告をいたします。7番、池田千秋委員、葬儀のために欠席しております。それから、18番、村山美恵子委員、JAの理事会出席のためということで欠席のご連絡をいただいておりますので、報告いたします。

それでは、総会が成立いたしますので、村上市農業委員会総会規約により、これから会長が議長として進行を進めていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは最初に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いです。いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第12回村上市農業委員会議事録署名人、議席番号10番、遠藤委員、議席番号11番、斎藤委員のご両名をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4の報告。報告第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取り消しについて報告してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 報告第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取り消しについて、1件について説明します。

申請人、譲渡人、新潟市江南区西町二丁目__番__号、____、譲受人、村上市鵜渡路__番地、____、土地の表示、鵜渡路字アラヤ__番、現況地目、__、地積__平米ほか1筆、合計__918平米、契約の内容としまして、平成29年11月の案件でした。取り消し事由としまして、耕作が可能な農地として贈与を受けたが、登記手続の際に改めて確認したところ、杉や雑木が生い茂り、山林化しているため耕作は不可能と判断し、贈与を取り消すものです。場所の説明をします。2ページをごらんください。申請地は、鵜渡路地内で国道7号線沿いのきさらぎ自動車の裏手になります。中央にある太い線で囲まれた農地で、向かって左が__番、右が__番になります。

報告第1号は、以上です。

○議長（石山 章君） ご質問等ありましたらお願いします。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部です。ちょっとお聞きしたいんですけども、これは18筆のうち、2筆が取り消すということなんですけども、これは内容はわかりましたが、この2筆は農地法の適用を受けない事実確認願というのは、どちらかともなく出てこないということですか。

○事務局次長（小川良和君） 今ほど2番、阿部委員からのご質問にお答えいたします。

こちらについては、非農地証明ということで、事前に相談があつて、最初からの手続を進めているところでございます。今回この案件を報告した後、非農地証明を提出していただくということで、議案としては来月朝日地区の農業委員さん等に確認いただいた上で報告させていただく予定となっております。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、次に報告第2号について報告してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、資料3ページのほうをごらんください。報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について説明させていただきます。

番号1番、申請人、村上市檜原____番地、____、土地の表示、檜原字屋敷添____番__、地目、__、台帳面積____平米、うち適用面積同じく____平米となります。転用の目的ですが、農業用小屋建築用地ということでの届け出でございます。備考といたしまして、申請者は297アールの農業経営を営んでおります。今回は、農機具の格納及び農作業用の施設の建設を計画したものですということで、農業用小屋平家建て1棟、建築面積____平米の建物を建てられる計画でございます。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。ページめくっていただきまして、4ページごらんください。地図中央上部から左隅にかけまして、国道7号線が通っております。その東側に広がるのが朝日地区の檜原集落になります。今回の申請場所は、その国道7号線から檜原集落の中心部、中央付近にあります地図上中央よりやや下段のほうにあります実際ちょっと小さ目ですが、太く囲まれた場所が今回の申請場所です。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） ご質問等ありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、次に報告第3号を報告してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願について説明させていただきます。

番号1番、申請人、村上市小川____番地、____、土地の表示、小川字向野____番、地目、台帳____、現況____、面積が____平米、申請事由といたしましては、申請地は約30年前から耕作しておらず、現在は雑木が生い茂り、林野と化している。このため、農地への復旧は困難な状況にあるということでの申請でございます。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。ページめくって6ページごらんください。地図中央よりやや左側のほうに縦に国道7号線が通っております。今回の申請場所は、その国道7号線から東側のところにあります朝日地区の小川集落の北のほうに位置する場所でありまして、地図上

中央よりやや下段側に太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） ご質問等ありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、報告事項については終わりました、議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願についてです。3件ございます。

まず1件目、届出者、村上市早稲田___番地___、___、土地の表示、早稲田字山崎___番、台帳、現況とも___、面積___平米、強制執行等の別、市税滞納処分、実施機関、村上市、事件番号、村上市告示第234号、入札期日、平成30年6月29日、開札期日、同日、基準売却価格___円、10アールに直すと___円です。

2番、村上市早稲田___番地、___、土地の表示、早稲田字山道添___番___、台帳、現況ともに___、面積___平米、公売の内容については、1番と同じです。基準売却価格___円、10アール当たり直しまして___円です。

続いて、3番、村上市早稲田___番地、___、土地の表示、早稲田字クネノ内___、台帳、現況ともに___、11平米ほか4筆ありまして、合計5筆、合計___平米、公売の内容につきましては、1番、2番とも同じです。基準売却価格___円、10アール当たり直しますと___円の案件です。

場所の説明をします。8ページをごらんください。番号1、物件番号1についてです。早稲田地内国道7号線から西へ大須戸川沿いの太い線で囲まれた農地が物件番号1の___番です。

続いて、番号2、9ページをごらんください。早稲田地内国道7号から東へタカムラ養鶏付近で太い線に囲まれた農地が番号2の___番__です。

戻っていただいて、8ページをごらんください。番号3の農地5筆です。早稲田地内国道7号線より西へ少し入った図面中央に太い線で囲まれた農地4筆がございます。向かって左より物件番号4、___番、物件番号3、___番、物件番号5、__番で、その下に位置するのが物件番号2、___番です。そこから大須戸川へ向かっていったところにある三角形の農地の先に位置する___平米の小さい農地が物件番号1、___番__です。

以上で議案第1号について説明を終わります。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、議案第1号を承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について承認することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事(佐藤俊一君) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今回は、使用貸借2件、賃貸借1件、贈与2件、合計5件の案件です。

使用貸借1件について説明します。貸し人、村上市海老江____番地____、____、借り人、村上市大津____番地____、____、土地の表示、海老江字古町____番、現況地目、____、地積____、契約の種別、使用貸借による権利の設定で10年間で無償です。親子間の更新の設定でございませぬ。ほか3筆ありまして、合計4筆____平米です。

続きまして、賃貸借1件について説明します。貸し人、新潟市西区立仏____番地____、____ほか3名、借り人、村上市北中____番地、____、土地の表示、北中字道地____番、現況地目、____、地積____平米、賃貸借の設定でございませぬ。平成30年から40年まで10年の設定で、10アール当たり____円、新規の設定でございませぬ。

続きまして、贈与の案件について番号ごと説明します。番号4、譲渡人、村上市布部____番地、____、譲受人、村上市布部____番地、____、土地の表示、布部字大ヒド____番ほか2筆合計3筆、合計____平米です。親子間の贈与でございませぬ。

番号5、譲渡人、村上市猿沢____番地、____、譲受人、村上市猿沢____番地、____、土地の表示、猿沢字上野塚____番、現況地目、____、地積____平米ほか1筆、合計2筆で____平米、こちらについても贈与、所有権の移転、親子間での贈与です。

場所について説明します。まず、番号4の3筆について説明します。12ページをごらんください。布部集落の外れより、東へ山へ向かっていった高台の場所で、団地化された農地の上部にある太い線で囲まれた農地が____番です。

続いて、13ページをごらんください。布部集落より中原集落へ続く市道中原3523号線近くの図面上太い線で囲まれた2筆の農地が____番_4と____番_です。

続いて、番号5について説明します。14ページをごらんください。図面中央に高速道路日本海東北自動車道の現在での終点の信号機があります。その信号機に隣接する太い線で囲まれた農地が申請地____番_と____番_です。

以上で説明を終わります。

○議長（石山 章君） それでは、ただいま説明のあった件について質疑に入ります。

12番、佐藤委員。

○12番（佐藤健吉君） 12番、佐藤ですが、ちょっと確認させていただきたいんですが、申請番号5番の贈与の案件なんですが、これ親子か、兄弟か何かだと思っんですけども、その贈与の場合の下限面積というのは、5,000なくても1,000幾らでもこれは許可しても差し支えないことになって、その辺確認だけさせてください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） この案件については、親子間で同一世帯に住んでいるものですから、下限面積は大丈夫です。

○12番（佐藤健吉君） もう一度確認させてください。

相続等の場合であれば、下限面積等にはいいと思うんですが、贈与の場合はやはり下限面積に条件があるんでないかと思うんですが、それ全体でこの今の合わせてもいかないような感じもするし、その辺は確認なんですけど、ひとつ。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 済みません。後でもう一度再度確認してからの説明にさせていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（石山 章君） 議案第2号の番号5番について確認中でありますので、番号5番を除きまして、質疑、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。1番、2番並びに3番の契約期間のことでちょっとお伺いしたいんですが、1番、2番は、これは親子ということで、恐らく農業者年金とかというような絡みでやっているんでしょうけども、賃貸借になった場合、終了が6月25日ということになるわけなんですけど、田んぼを貸して6月25日で終了という契約が果たして親身になって、受け付ける側がやるべきことなのかなというところがちょっと疑問にあります。無償の使用貸借の場合はわかる気もしないでもないんですが、最後の年6月25日で1年分の地代をお支払いするというような格好にもなると思うんで、その辺耕作が終了という格好の時期まで延長するということはできなかったんでしょうか。

○事務局副参事（佐藤俊一君） ありがとうございます。今言われて、そのとおりだと思うんですが、申請がこのように出てきたもので、それについて案件に上げたまでのものです。済みません。こちらで指導すればよかったのかもしれませんが、申しわけありませんが、今回このようにお願いしたいと思います。

○議長（石山 章君） この3番の案件、確かに不合理な面ありますので、これについては譲渡人、受人とも、貸し人、借り人ともに例えば12月末に変更してもらおうような指導をして、それをもって許可をするというようなことではいかがでしょうか。実質耕作して中途半端ということ、今現在6月26日からというものもこれ現在どうなのかなというところもありますが、特に終期についてはその

ようなことで農業委員会のほうで、そういう条件をつけて許可をするというようなことではいかがでしょうか、3番については。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) ほかにあれでしょうか。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) それでは、先ほどの5番今確認中ですので、いましばらくお待ちいただきたいと思いますが、5番を除いて議案第2号、番号3番については終了を40年12月31日ということで訂正を貸し人、借り人が了承した場合許可をするということで、議案第2号については5番を除き許可することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第2号、番号5番を除き許可することに決定いたしました。

番号5番を確認終了までお待ち願いますが、次に議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長(小川良和君) それでは、説明させていただきます。資料15ページごらんください。議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。

初めに、番号1番、申請人、村上市名割____番地、____、土地の表示、名割字古谷地____番、地目、____、地積____平米、転用の目的ですが、豚舎、分娩舎の建築敷地でございます。農地区分といたしましては、農振農用地にある農地であります。備考といたしまして、申請者は養豚業を営んであり、このたび経営規模の拡大を計画したが、既存農場内では増設が困難なため、所有する隣接地に新たに分娩舎を建築するため、転用の申請をするものです。なお、申請地は農業振興地域整備計画において、農業用施設用地として指定された農地で、豚舎を建設するものでございます。計画ですが、分娩舎木造平家建て、____平米の豚舎を建設される計画でございまして、こちらについては農振用途区分変更の案件で、4月に許可が出ております。

続きまして、番号2番、申請人村上市松沢____番地、____、土地の表示、松沢字家ノ下____番、地目、____、地積____平米、転用の目的ですが、住宅建築用地でございます。農地区分といたしましては、第1種農地、備考といたしまして、申請者は現在実家に住んでいますが、家族がふえ、現在の住まいが手狭となったことから、新居の建築を計画しました。夫婦とも仕事をしていることから、子供の見守りを親にお願いすることとなるため、利便性を考え、実家の隣地の申請地に住宅を建築するため、転用するものです。なお、申請地は第1種農地であるが、住宅を集落に接続して設置するものでございます。転用の計画ですが、木造2階建て住宅1棟、建築面積____平米の住宅を建てられる計画でございます。

続きまして、ページめくっていただきまして16ページ、番号3番、申請人、村上市大毎____番地、____、土地の表示、大毎字岩台宅地____番、地目、____、地積____平米ほか1筆、合計2筆で____平米、転用の目的が住宅敷地の拡張でございます。農地区分は第2種農地、備考といたしまして、申請者は申請地の隣地に住居を構え生活しているが、自身が高齢のため、自宅前での車への乗降及び車の方向転換を容易にできるよう、住宅敷地を拡張するため、転用の申請をするものです。なお、申請地は第2種農地であるが、住宅敷地を拡張するもので、既存の敷地面積の2分の1を超えるものではないということでありませぬ。ちなみに既存面積は____平米、拡張面積は____平米でありまして、こちら2筆の農地、2筆の登記面積が____平米のうちの____平米を転用するものでございませぬ。

続きまして、転用場所の説明をさせていただきます。まず初めに、番号1番、高橋豊の申請場所です。地図中央縦斜めに広域農道下越中部線が走っております。地図下段、中央下段に荒川地区名割集落がありまして、今回の申請場所はその広域農道、下越中部線沿いの名割集落よりも北側に位置します地図中央付近、太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。

続きまして、ページめくっていただきまして、18ページ、番号2番、____の申請場所でございます。位置図右側のほうに神林地区の松沢集落がございます。今回の申請場所は、その松沢集落の南側に位置する場所で、地図上ですと、地図中央よりもやや東側に位置しております太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。

続きまして、番号3番、____の申請場所の説明をさせていただきます。地図中央縦斜めに国道7号線が走っております。7号線の下段のほう、ちょっと地図上出ておりませんが、そこに大毎トンネルの出口がその付近にあります。今回の申請場所は、その大毎トンネルを抜けてすぐ山北地区の大毎集落に入る道路を入っていったところで、国道7号線よりも東側に位置しております、大毎集落の集落内に太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、質疑の前に転用に係る現地調査をしていただいておりますので、最初に番号1番につき報告をお願いします。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） それでは、番号1の現地調査を報告いたします。

今月の14日午後1時半より荒川支所において、小川次長の説明を受け、その後農業委員3名、最適化推進委員1名と農業委員会の事務局、小川次長、それから荒川支所の相場主事で現地において____氏の立ち会い説明を受けました。先ほど事務局も説明したとおり、30年の4月13日付で農振の変更を行った旨の公告をしましてということで、村上市長より4月の17日に通知を受けております。内容については、農振の除外のときと説明は変わっておりませんが、ただこの地点はちょっと埋め立てを多くしなければならないということで、既存のU字溝を埋め立て後に新しくつくって、整備して、排水路を確保するというので変更して、改良区との意見調整が行われたというこ

とでございます。それで、出席委員全員で許可相当と判断しました。皆さんの審議をお願いしたいと思えます。

○議長（石山 章君） 次に、番号2番について報告をお願いします。

○会長職務代理者（板垣栄一君） それでは、番号2番、本案件についての現地調査の報告を私のほうからさせていただきます。

去る6月の11日午前9時より神林支所の男子休憩室におきまして、小川次長より説明を受けた後、松沢の現地を確認してまいりました。出席者は、農業委員3名、最適化推進委員4名、事務局より小川次長、鈴木局長の2名、合計9名で実施いたしました。当該案件の土地は、先ほどの事務局の説明にもありましたが、松沢集落の集落センターと申しますか、の1軒置いて手前に位置しております。わかりやすく言いますと、国道7号の長野スタンド、宿田集落に向かうところの信号であります。そこから松沢集落に通ずる市道に面しておるところでございます。行政書士である_____の___さんの説明のもと、確認をいたしましたが、計画用地の周囲は住宅に囲まれており、一边は市道に面しております。雨水も市道側溝に流す計画となっており、影響が懸念される隣接する農地もなく、許可相当と判断してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いを申し上げます。

○議長（石山 章君） 次に、番号3番について報告をお願いします。

4番、加藤委員。

○4番（加藤孝平君） 番号3番についてご説明いたします。

今月の12日午後1時より山北支所におきまして、本所の小川次長さん、そして支所の村山係長、そして山北の農業委員3名、推進委員2人で協議いたしました。支所で小川次長さんより説明を受け、現地のほうへ向かいました。備考に書いてあるとおり、本人も高齢のため、そして玄関のほうまで車が行くのも困難なので、そこで回転してスムーズにやりたいということで、皆さんと協議した結果、相当と思ひまして、見てまいりました。そして、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（石山 章君） それでは議案第3号、質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第3号許可相当に決定したいと思ひますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、許可相当に決定いたしました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、資料20ページのほうをごらんください。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について説明させていただきます。

初めに、番号1番、譲渡人、村上市上鍛冶屋___番地、____、譲受人、胎内市平木田___番地___、____、____、土地の表示、下鍛冶屋字葭屋敷___番___、地目、台帳、____、現況、___、地積___平米、転用の目的ですが、住宅建築用地、契約等につきましては、売買による所有権の移転で、対価は_____円、10アールあたりに換算いたしますと_____円となります。農地区分につきましては、第3種農地、備考といたしまして申請者は現在胎内市の共同住宅で生活しているが、このたび住宅の建築を計画し、建設用地を探していたところ、小学校やスーパーにも近く、環境もよい申請地を最適地と考え、転用の申請をするものです。なお、申請地は水道及び下水道が埋設された道路の沿道にあって、おおむね500メートル以内に教育施設と医療施設が存在する。ちなみに教育施設については保内小学校、医療施設につきましては、県立坂町病院が該当いたします。転用の内容ですが、木造2階建て、建築面積_____平米の住宅を1棟建設される予定でございます。

続きまして、番号2番、貸し人、村上市牧目___番地、____、借り人、東京都港区港南___番___号、____、____、土地の表示、松喜和字砂山___番、地目、台帳、現況とも___、地積___平米、転用の目的ですが、貸し店舗建設用地、契約につきましては、賃貸借権の設定で、対価につきましては年___、農地区分といたしましては、第2種農地、備考といたしまして、申請者は地域住民に利便性に富み、充実した快適な日常生活に役立つ店舗を提供すべくドラッグストア向けの店舗を建設するため、転用を申請するものです。なお、申請地は第2種農地であるが、当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地がないということでございます。今回の転用計画ですが、全体面積農地の部分、後ほど説明させていただく番号3番の案件と一緒にございまして、農地面積_____平米を含め、全体面積___平米の敷地で店舗を建設する予定でございまして、店舗1棟_____平米の店舗を建設する予定でございまして、

続きまして、番号3番、貸し人、村上市牧目___番地、____、借り人、東京都港区港南_____番___号、____、____、土地の表示、松喜和字砂山___番、地目、台帳、現況とも___、地積___平米、転用の目的は、貸し店舗の建設用地、契約につきましては、2番と同じく賃貸借権の設定で、対価につきましては年___万円となります。農地区分については、第2種農地です。備考のほう、済みません、番号2番とするところを3番となっておりますので、済みません、2番と訂正お願いいたしまして、備考の内容については先ほど説明させていただきました2番と同じ内容となっております。

続きまして、番号4番、貸し人、村上市大毎___番地、____、借り人、村上市大毎___番地、____、土地の表示、大毎字二ツ坂___番___、地目、台帳、現況とも___、地積___平米、転用の目的は石材置場用地でございます。契約等につきましては、賃貸借権の設定で、対価につきまし

ては年___万円、農地区分につきましては、農用地区域内にある農地であります。備考といたしまして、こちらの案件につきましては一時転用で、利用期間は許可日から平成33年7月14日までの3カ年となっております。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。ページめくっていただきまして、22ページのほうをごらんください。まず初めに、番号1番、_____の案件を説明させていただきます。地図に中央よりやや左側縦に国道7号線が通っております。その国道7号線の右側に広がるのが荒川地区の下鍛冶屋集落になります。7号線よりも東側のほうに位置するところに保内小学校がございまして、今回の申請場所はその保内小学校のすぐ南側、太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。

続きまして、番号2番、3番の場所の説明をさせていただきます。地図中央にある集落松喜和が神林地区の松喜和集落になります。地図中央縦に国道345号線が通っております。今回の申請場所は、松喜和集落の南側で、国道345号線脇の要は西側脇の太く囲まれた場所、2筆が今回の申請場所でございます。ちなみに道路との申請場所との間のところが雑種地で、その他ということで、同一の開発面積の部分と思います。

続きまして、ページめくっていただきまして、24ページ、申請番号4番、_____の申請場所を説明させていただきます。地図左下のほうにあるのが山北地区の大毎集落になります。地図の右側縦に広域農道岩船北部線が走っておりまして、今回の申請場所、大毎集落よりも東側、その広域農道脇にあります太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） ただいま説明のあった件につきましては、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、議案番号1番について報告をお願いします。

13番、齋藤委員。

○13番（齋藤文夫君） 13番、齋藤です。農地法第5条の許可申請について、現地調査しましたので、その報告をいたします。

6月の14日午後1時30分から荒川支所におきまして、委員3名、推進委員1名で小川次長からの事前説明と打ち合わせを行いました。申請地については、備考のとおりでございまして、佐藤家屋調査士立ち会いのもと、現地を確認しております。現地は、地目は畑でございますけれども、今野菜は作付されておられません。生活排水は公共下水道を接続いたしまして、雨水は敷地内で自然浸透させて処理するというところでございます。また、隣地の水田の所有者の同意も得ていますので、地区委員許可相当と判断しましたので、委員皆様の審議をお願いしたいと思います。

○議長（石山 章君） 次に、現地調査の報告、番号2番、3番について、報告をお願いします。

議席番号3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。2番、3番についての現地確認の報告をいたします。

6月の18日午後1時半、神林支所の休憩室において、小川次長、神林支所の高橋課長補佐、農業委員2名、推進委員1名で小川次長から本件の説明を受けた後、現場へ行きました。現場では、_____の___さんという設計士の方と合流して、現場で見たところ、今回上がっている農地の手前道路側にはもう埋め立てられている土地があるんですが、この2筆今後ドラッグストアが建つということで、かなりの埋め立てを要することになりまして、図面を見た中でも駐車場並びに家屋の雨水は全て地下浸透という設計でしたので、その点について設計士に周りの農地のほうへ雨水がはけ切れなくてあふれるようなことがないようにということを嚴重にお願いをし、そのほかの点については許可相当であろうという判断で帰ってまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） 次に、議案番号4番について、報告をお願いします。

4番、加藤委員。

○4番（加藤孝平君） 4番、加藤です。4番の件についてご説明いたします。

6月12日午後1時より山北支所に本所の小川次長、それから支所の村山係長、そして地区の農業委員3名、推進委員2名と集まり、小川次長の説明を伺いました。そして、現地を調査いたしました。高速道路の新設に伴い、今借りている場所が買収されたので、置き場がないということで、親戚の休耕田を借りるということで見てまいりました。休耕田で余り周囲も影響がないと委員みんなで見えてまいりまして、許可相当ではないかと思ひまして、説明を終わりました。そして、また皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） それでは、議案第4号につき質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特段ないようですが、番号2番、3番の先ほど現地調査の報告ですと、雨水処理、これについての現地を確認した状況では、必要性等々はどのような様子だったのか、もしあれば。

3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。説明を聞いたときからそういうところがちょっと気になっていまして、現場へ行ってその設計士の方から図面を見て、建物の面積自体があそこにあるコメリと同じぐらいの大きさぐらいになるんだと、かなり大きいよねという話で、駐車場のこの図面に出ていますけど、手前の道路側の部分がほとんど駐車場になって、今回畑の部分が埋め立てられる部分に家屋が建つという話でして、かなり周りとの差ができるわけです。建物の周りには集水ますのようなものが3つぐらいでしたか、用意されていて、そこへ屋根からの水が行くと。駐車場の雨水については、ちょうど中割りみたいな格好で、そこへ集まってはけるんだという話だったんですが、ご存じかもしれませんが、あそこ砂山でして、確かに最初は浸透も行くかもしれないけど、集中豪

雨とか、そういうようなときにはどうなるのというような話で、部分的に一時的にためるような格好の設計にもなるんだかというような話で、それも設計士は考慮してやっているんだというような話だったので、それ以上うちは素人でございますので、側の低い農地のところにしみ出ていくようなことが絶対ないようにということでお願いしてまいりました。何せ東北の盛岡から来た設計士でして、そのドラッグストア自体も東北を中心としたチェーン店らしくて、建物自体は_____さんが建てて、そのドラッグストアさんに20年契約で貸してというような話だったんですが、気になるところがそこだけだったので、その辺を重点的にその設計士さんにはお願いをしたところでございます。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。ただいまの報告も含めて、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

6番、遠山委員。

○6番（遠山久夫君） 6番、遠山です。議案の4番の案件なんですが、一時転用ということで、許可至るところが33年の7月と、地目が田ということになっています。これは、先ほどの増田委員の話もありましたが、さっきの関係で7月だと途中ですよ。そういったところの許可の期日についてもちょっと疑問が残るんですが、それとあと一時転用で、先ほどの加藤委員の説明にもありましたが、現在の石材の置場が買収にかかるということで、あるそうですが、そうするとこの石屋さんは一時転用で済むのかなというような気がするんですが、そこら辺の確認はいかがなものでしょうか。

○議長（石山 章君） 次長。

○事務局次長（小川良和君） 今ほど6番、遠山委員からのご質問についてお答えさせていただきます。

まず1点、期間につきましては、一時転用、最長3カ年ということでの設定で今回させていただきましたし、先ほど加藤委員のご説明あったとおり、現在休耕田ということで、耕作をしておらない農地で、ここ何年か年管理のみの状態でございますので、今後も耕作の予定がないという判断の中での期間設定となっております。この農地につきましては、農振農用地網かけ、青地の部分でございますので、一時転用のみの許可で、永久転用は不可能な農地でございます。今回申請に当たりますのは、今先ほどご説明あったように、高速道路に今現在使っている石置場がかかってということでの一時的なもので、代替地が見つかるまでといったことでの申請でございましたので、永久転用、今後この期間終了後云々ということはないものということで理解して受け付けさせていただいております。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第4号許可相当に決定してもよろしいでしょ

うか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について許可相当に決定いたしました。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局係長(園部和枝君) それでは、25ページをごらんください。議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。

今月は賃貸借の設定が6件、農地中間管理事業が1件、合計7件の案件となります。

それでは、それぞれ1件のみ説明させていただきます。最初に、賃貸借の設定です。番号1番、貸し人、村上市飯野__目__番__号、__、__、相続人代表者、__ほか1名、借り人、村上市四日市__番地、__、__、土地の表示、大場沢字町下__番__、地目、__、地積__平米ほか1筆、計2筆__平米、利用権等の種別、賃借権の設定、期間が5年間、借賃が10アール当たり__円、新規の設定となりまして、改良区費は貸し人負担となります。

ページ進みまして、26ページ、番号6番までが賃貸借の案件です。

次に、27ページをごらんください。農地中間管理事業による賃貸借の設定です。番号7番、貸し人、村上市坂町__番地、__、__、借り人、新潟市中央区新光町__番地__、__、__、土地の表示、切田字入出野__番__、地目、__、地積__平米ほか8筆、計9筆__平米、利用権等の種別、賃借権の設定、期間が10年間、借賃が10アール当たり__円です。新規の農地中間管理事業となりまして、改良区費は借り人負担となります。以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長(石山 章君) それでは、最初に議案番号7番につき審議をいたします。

私の関連議案でありまして、議事に参与できませんので、退席をさせていただき、職務代理者から議長を務めていただきます。お願いします。

(5番 石山 章君退席)

○会長職務代理者(板垣栄一君) それでは、私職務代理者のほうから議事を進めてまいります。

今ほど説明ありました中の7番、これにつきましてご質問ありましたらお願いをいたします。ございませんか。

(発言する者なし)

○会長職務代理者(板垣栄一君) 異議なしの声があります。それでは7番承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、7番は承認されました。

（5番 石山 章君着席）

○会長職務代理者（板垣栄一君） 石山会長、ただいま7番の案件につきまして承認されました。

○議長（石山 章君） それでは、議案第5号番号7番を除き質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 議案第5号承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定については原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、先ほどの議案第2号の議案番号5番について、事務局から報告してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、先ほど3条の案件、5番の件で12番、佐藤委員からご質問あった件について回答させていただきます。

まず結論から申しますと、今回の案件につきましては、やはり下限面積というか、あの案件につきましては、認められないといったことをございます。詳細につきましては、あの案件下限面積だけでだめというわけではなくて、あの方のところでハウスとか何か園芸等々で農業経営がきちりと成り立つような経営をされている場合であれば、下限面積云々を問わないといった内容らしいんですけども、今回申請あった場所につきましては、高速道路と市道にぶつかるちょうど交差点の脇の農地でございまして、今後高速道路にかかったりというふうなところもある農地で、農業経営というふうなことから判断すると、認められる内容ではないといった内容となっております。

説明は以上です。今回の部分については、下限面積が生きて最終的にはだめと。今回はだめな案件でございます。

○議長（石山 章君） それでは、議案第2号の番号5番については、取り消しでもなければ、受け付けをしないということに決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（何事か声あり）

○議長（石山 章君） ありがとうございます。それでは、議案番号5番については、不許可ということに決定させてもらってよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議がないようでありますので、番号5番については不許可と決定いたしました。

それでは、議案として、その他について皆様方から。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部ですが、ちょっと今の件も含めて、恐らくこういうような受け付

けの間違いというのは、やはり縦割りの担当者の区分でもって定められているから、委員会で検討するということがないんです。だから、さっきの更新とかもされたわけです。やっぱりその辺は自分は3条の担当でなくても、これはきっちり事務局内で協議をしなければ、いつになってもこういうのは消えてこないわけだが、その辺はお願いしたいと思います。

それから、もう一点、先ほど私今年の2月の議事録の署名を終わったんですけども、先般会長にお願いしたとおり、なぜ議事録が進まないかということで、となれば今回改正してからのほうがずっと進んで、2月まで私担当であったんで、2月のきょうサインしましたけども、その前のやつはどのようになっているのか、見捨てられたのか、それとも並行で徐々にずっといっているのか、その後何%が進んだのか、その辺をきっちりお聞かせ願いたいと思います。

○事務局長（鈴木美宝君） では、今ほどの阿部委員のほうからの議事録についてのご質問にお答えさせていただきます。

過去数年の議事録につきましては、作業がおくれておりまして、大変申しわけありません。29年度の議事録につきましては、それぞれ議事録署名委員の方々から署名をいただいて、今完成した状態になっております。ホームページのアップのほうにつきましては、ちょっと個人情報等削除しなければいけない、調製して加工しなければいけない部分がありまして、今それを進めている段階です。今現在29年の7月までの分はホームページ用に加工は終了しておりますが、ホームページ今ちょっと時期的にこの時期にぼつぼつと上げるというのもいかがなものかと思案しておりまして、1年度分まとめて上げる予定にしております、今作業を進めている段階です。

以上です。事務作業がおくれておりまして、大変申しわけありません。

○2番（阿部正一君） その後ある。

○事務局長（鈴木美宝君） それから、27年度、8年度の分につきましても、議事録はできております。

以上になります。

○議長（石山 章君） 今ほどまだホームページに掲載分は残っているという話と、あと27年度、8年度分については、議事録は作成されているけれど、署名の手続までしていないと、この件については、確かに私も阿部委員に指摘されて、初めてそのときおやっと思ってみたら、やっぱりやっていなかったということで、まずとりあえず新しい任期になったやつを早々もう3月退職前にもらうようにということで指示してもらったわけですが、その以降については、今局長から説明あったとおりですし、その以前のものについても、農業委員も勇退された方もいるし、記憶的に2年も前、3年も前のことが果たして議事録署名としていかがなものかというようなことで思案をおったところでありまして、もしその辺について皆様方からご意見いただければ、また対応の仕方、対処してまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。本来はやるべきことをやっていなかったわけですので、あってはならないことではありますが。

(何事か声あり)

○事務局長(鈴木美宝君) 27年、8年の分につきましても、ホームページにアップすることは可能なんですけれども、先ほど申し上げましたように、加工する必要があるまして、それも結構時間がかかるということで、そちらのほうを今逐次進めてはおりますが、まだそこまでは至っておりません。とりあえず29年度のほうからアップをしようかと考えて作業を進めておりました。議事録全部個人の名前とか、地番、金額などを削除して全部見直しをかけなければいけないという作業があります。

(何事か声あり)

○事務局長(鈴木美宝君) そういうふうになっているかと思えます。

(何事か声あり)

○事務局長(鈴木美宝君) 29年の4月の分から作業を進めておりました。旧の体制の。なので、1年分をまとめて上げるつもりで進めております。

(何事か声あり)

○事務局長(鈴木美宝君) ホームページ上にはまだ上がってはおりませんが、閲覧そのものは可能ですので、閲覧していただくことはできます。

(何事か声あり)

○議長(石山 章君) 農業委員会そのものは、皆さんの合議制で成り立っておりますが、一つの案として、議事録の署名については、新しい委員会がスタートした昨年8月以降、これについては議事録できたものから署名をいただいております。本来はそれ以前のやつも署名をすべきではありますが、もう勇退された委員さんもおるといようなことで、議事録はありますが、署名はしないと、29年の4月からやっております。それで、29年の3月以前のやつについては、署名はいただかない。ただ、議事録はあります。それで、ホームページの掲載については、29年の4月からのやつをでき次第順番に一括1年をまとめるということではなくて、少なくともできたものからホームページに掲載していくというように対応するように事務局ともちょっと連携とります。これ事務局のほうで削除部分結構ありますので、その辺ができないのに、それだけ事務局は仕事じゃないわけですので、いろんな仕事を持っておるわけですので、その辺も含めて早急にやるように協議させて、できたものからホームページに掲載していただくという方向でさせていただきたいというふうに思っております。

なお、詳細についてはまた事務局と詰めた結果次第で変わるかもしれませんが、一応そういうふうな方向でお願いするというようなことにしたいと思っておりますが、皆さん方のご意見を伺います。いかがでしょうか。

はい。

○2番(阿部正一君) できるのであれば、それ全部削除した3年前のやつ、今載っているやつ、削

除しなくてもいいから全部載せて、それから3年前のやつであれば、議事録がきっちりできるわけ、その第1号くらいは載せないと、そういうのが何も載っていないわけ、やっぱり議会でもそうだし、議事録はみんなどこでも事務局がすぐできるわけだから、加工する必要があるのか、加工されていないと私みたんですけど。

○議長（石山 章君） 次長。

○事務局次長（小川良和君） 今ほどちょっと手元にあるスマホで確認したところ、先ほど会長からお話ありましたとおり、お名前ですとか、地番とか、そういうものについては全て削除された状況で掲載されております。ですので、局長が説明したように、そちらのほうの加工をする作業が全ての案件、全てのページを確認しながらというところがありますので、若干本当に時間が必要かと。

（何事か声あり）

○事務局次長（小川良和君） はい、そうです。

○事務局長（鈴木美宝君） 委託契約の内容にもよるかと思いますが、議事録の契約の内容ですと、1回こちらのほうの音声データをお渡しして、それを文字に落としてもらいます。それをまたこちらのほうで確認をして、それから1回目の校正を出して、それに基づいてできたものでまた今度こちらのほうでまた再度確認をして、今度音声と音声と文字を起こしたデータとの確認をしながらつくっておりますので、センターとのやりとりというのは、2回のやりとりになります。それ以降の作業については、全て事務局のほうで行っておりますので、それまで全て任せるといことはしておりません。

（何事か声あり）

○事務局長（鈴木美宝君） 契約の内容によってできるのかもしれませんが、であれば契約金額が上がってくるということで、年度内の契約変更というのは難しいので、来年度以降どんな形になるか、ちょっと向こうのセンターのほうとも確認をしてみますが、契約内容の金額に影響が出てくるということであれば、ちょっと難しいと考えておりますので、逐一……

○2番（阿部正一君） 直すほうも大変だ、委託できるんならば、委託して、できないのであれば、事務局の体制を広げるなり、確保すべきではないかということをお話ししているんです。あんな古い3年前のやつをホームページに載せても何が何だかわからない。

○議長（石山 章君） 今阿部委員からのご意見伺ったところでありますが、それらについてもまた事務局と代理とも一緒に検討させていただきたいと思っておりますので、そんなことでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか、その他の件で。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようであれば、3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後2時55分～午後3時05分

- ・協議、連絡事項ほか

時に午後4時00分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

平成30年6月26日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員